

会 費 規 程

(趣旨)

第1条 定款第8条の規定に基づき、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会（以下「協会」という。）の会費に関する必要な事項を定める。

(本規程における会員の定義)

第2条 この規程において、会員とは、正会員及び賛助会員をいう。

2 正会員とは、定款第6条第1項（1）に定める正会員をいう。

3 賛助会員とは、定款第6条第1項（2）に定める賛助会員をいう。

(本規程における事業所の定義)

第3条 本規程における事業所は、老人福祉施設及び居宅サービス事業所とする。

2 老人福祉施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいう。

3 居宅サービス事業所とは、通所介護事業所をいう。

4 併設施設とは、老人福祉施設と隣接もしくは同一敷地内で、正会員もしくは第5条で定める特例賛助会員と一体の居宅サービス事業所をいう。

(会員加入単位)

第4条 会員は、個人もしくは事業所単位で加入することとし、同一団体が複数の事業所を有する場合は、各々の事業所ごとに正会員として加入することとする。

(特例賛助会員制度)

第5条 正会員が代表する団体が複数の老人福祉施設及び居宅サービス事業所を有する場合に、正会員は前条の規定にかかわらず、正会員が代表する団体以外の全ての老人福祉施設もしくは居宅サービス事業所を、賛助会員とする選択をすることができる。

2 前項の規定を選択した場合の老人福祉施設及び居宅サービス事業所を特例賛助会員と
いう。

3 特例賛助会員の会費は、当該特例賛助会員の属する団体の正会員が負担する。

(居宅サービス事業所特例賛助会員制度)

第6条 会員が前条の特例賛助会員を選択した場合であって、正会員を含む事業所全てが居宅サービス事業所である場合、正会員以外の居宅サービス事業所を居宅サービス事業所特例賛助会員という。

2 居宅サービス事業所特例賛助会員の会費は、居宅サービス事業所特例賛助会員の属する正会員が負担する。

(会費)

第7条 会費は入会金と年会費の2種類とする。

(入会金)

第8条 協会へ入会する会員は、入会時、表1に定める入会金を納めるものとする。

(表1)

1. 正会員 50,000円

(年会費)

第9条 年会費は、会員が事業所を有さない場合と、事業所を有する場合で区分する。

2 会員が事業所を有さない場合の年会費は、表2に定めるとおりとする。

(表2)

	団体	個人
賛助会員	10,000円	5,000円

3 会員が事業所を有する場合の年会費は、事業所定額と定員割基準額を合算した額とする。

4 会員が事業所を有する場合であって、第5条に定める特例賛助会員制度を選択しない場合の事業所定額は表3に定めるとおりとする。

(表3)

会員の有する事業所が老人福祉施設の場合	20,000円 ただし、同事業所が居宅サービス事業を併設実施している場合10,000円を加算する。
会員の有する事業所が居宅サービス事業所の場合	30,000円

5 会員が事業所を有する場合であって、第5条に定める特例賛助会員制度を選択する場合の事業所定額は、表4に定めるとおりとする。

(表4)

1. 正会員の事業所定額	(1) 正会員が老人福祉施設の場合 20,000円×正会員が代表する団体の老人福祉施設数。(正会員を含む) (2) 正会員が居宅サービス事業所の場合 20,000円×(正会員が代表する団体の老人福祉施設数に+1) ※正会員が老人福祉施設でないため正会員の1を加える) ただし、(1)(2)とも50,000円を上限とする。 また正会員もしくは正会員が代表する特例賛助会員事業所が居宅サービス事業所を併設実施し
--------------	---

	ている場合、上記上限にかかわらず正会員に属する併設居宅サービス事業所総数に10,000円を乗じた額を加算する。
2. 特例賛助会員の事業所定額	不要（第5条第3項の規定による）

6 会員が事業所を有する場合であつて、第6条に定める居宅サービス事業所特例賛助会員制度を選択する場合の事業所定額は、表5に定めるとおりとする。

(表5)

正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員の事業所定額（正会員が負担）	
正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員数1～5	30,000円
正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員数6～10	50,000円
正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員数11～15	80,000円
正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員数16以上	150,000円

7 1事業所当たり定員割基準額は、下表のとおりとする。

(表6)

1事業所当たり定員数	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム
1人～19人	10,000円	20,000円	5,000円
20人	20,000円	30,000円	10,000円
30人	30,000円	40,000円	15,000円
40人	40,000円	50,000円	20,000円
50人	50,000円	75,000円	30,000円
60人	60,000円	90,000円	35,000円
70人	70,000円	105,000円	40,000円
80人	80,000円	120,000円	45,000円
90人	90,000円	135,000円	50,000円
100人	100,000円	150,000円	55,000円
110人	110,000円	165,000円	60,000円
120人	120,000円	180,000円	65,000円
130人	130,000円	195,000円	70,000円
140人	140,000円	210,000円	75,000円
150人	150,000円	225,000円	80,000円
160人	160,000円	240,000円	85,000円
170人	170,000円	255,000円	90,000円
180人	180,000円	270,000円	95,000円
190人	190,000円	285,000円	100,000円

200人以上	200,000円	300,000円	110,000円
--------	----------	----------	----------

※各定員には短期入所者定員を加算するものとする。

※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム相互が併設している場合は、各々の定員に相当する定員割基準額を合算するものとする。

(会費算定の基準日)

第10条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

2 年度途中で事業所数、床数に変動した場合であっても、当該年度の年会費は基準日において定められた額とする。

(年度途中加入の会費)

第11条 協会理事会において入会を承認された会員については、入会金及び、承認の翌月からの年会費の月割り額を会費として納入するものとする。

(年度途中退会の会費)

第12条 年度途中で退会した場合の会費の支払いについては、協会に届け出があった月まで会員とし、年会費の月割り額を会費として納入するものとする。

(会費不返還)

第13条 納入された会費は、原則として返還しない。

(その他)

第14条 特に必要と認める場合は、この規程によるもののほか理事会で別に定めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第9条5項(表4)、第9条6項(表5)は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 第12条は、令和6年7月1日から施行する。

(参考) 年会費一覧表

会員種別		年会費		
			事業所定額	定員割定額
事業所なし	団体	10,000円	—	—
	個人	5,000円	—	—
事業所あり	特例賛助会員制度非選択			
		—	事業所定額	定員割定額
	老人福祉施設	—	20,000円 居宅サービス併設なら+10,000円	表6のとおり
	居宅サービス事業所	—	30,000円	
		—		
		特例賛助会員制度選択 (第5条)		
	—	<p>(1) 正会員が老人福祉施設の場合 20,000円×正会員が代表する団体の老人福祉施設数。(正会員を含む)</p> <p>(2) 正会員が居宅サービス事業所の場合 20,000円×(正会員が代表する団体の老人福祉施設数に+1) ※正会員が老人福祉施設でないため正会員の1を加える)</p> <p>ただし、(1)(2)とも50,000円を上限とする。</p> <p>また正会員もしくは正会員が代表する特例賛助会員事業所が居宅サービス事業所を併設実施している場合、上記上限にかかわらず正会員に属する併設居宅サービス事業所総数に10,000円を乗じた額を加算する。</p>		
	居宅サービス事業所特例賛助会員制度選択 (第6条)			
		正会員を含む居宅サービス事業所特例賛助会員数加算 (正会員が負担)		
		1~5	30,000円	
		6~10	50,000円	
		11~15	80,000円	
		16以上	150,000円	